

## 運用基準見直しに当たり情報保全諮問会議有識者委員から提出された意見及びこれに対する考え方

番号	運用基準上の 関連項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
1	IV 1 (1) IV10(2)	適性評価に係る情報は、機微性の高いものであることから、受渡し及び保管に関して、満たすべき最低限の情報セキュリティ対策の水準を政府において定めてはどうか（その旨運用基準に記載してはどうか）。	委員のご意見を踏まえて、「IV 1 (1) プライバシーの保護」に「評価対象者等が記載し、又は記録した適性評価に関する文書等は、高い情報セキュリティ対策が必要な個人情報を含むことから、これらの受渡しについては、適切な情報セキュリティ対策を講ずるものとする。」を、「IV10(2) 行政機関における個人情報等の管理」に「個人情報を保護するための情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に行う。」を盛り込むこととしました。
2	IV 1 (1) IV10(2)	適性評価に関する情報の取扱いに係るセキュリティ水準について、運用基準に盛り込んだ既存のルールだけでなく、独自のセキュリティ水準を設定することの要否について、検討していただきたい。	内閣情報調査室では、現時点において、適性評価に関する情報の取扱いについて、独自のセキュリティ水準を設定すべき必要性を認識していないものの、今後の関係省庁における適性評価に関する情報の取扱い状況や、政府全体における情報の取扱いに関するルールの改訂に係る検討状況等を注視しつつ、必要に応じて、適性評価に関する情報の取扱いに係る独自のセキュリティ水準の設定の要否について検討してまいりたいと考えております。
3	別添様式	運用基準における「問合せ先」、「苦情受理窓口」、「申出窓口」等の箇所において、すべてメールアドレスを表示するように改定すべきである。	委員のご意見を踏まえて、質問票(適性評価)(別添5)、適性評価のための照会書(別添7)、適性評価結果等通知書(本人用)(別添9-1)、適性評価結果等通知書(適合事業者用)(別添9-2)、特定秘密の保護に関する誓約書(別添10)及び苦情処理結果通知書(別添11)に、行政機関の連絡先として「電子メール」を明記するための欄を設けることとしました。
4	告知書 (別添1)	同意書等について、書面により封筒に入れて提出する場合を認めているが、行政効率を上げ、かつ、デジタルファーストを達成するためにも、計画的にオンライン化に一本化することを検討すべきである。	書面により提出することを希望する者やオンライン環境にない者がいることを想定し、オンラインだけでなく、書面による提出を認めています。オンライン化への一本化については、政府全体の状況や今後の運用状況等を踏まえつつ、必要に応じて、検討して参りたいと考えております。

番号	運用基準上の 関連項目	御意見の概要	御意見に対する考え方
5	質問票 (別添5)	<p>質問票をオンラインにより提出できるようになるが、無線LANを利用する場合におけるセキュリティ対策等を確保するために、評価対象者となる行政機関の職員と適合事業者の従業員向けのマニュアルを作成し、また、当該マニュアルに従うべきことを運用基準で記述すべきである。</p>	<p>委員のご意見を踏まえて、「IV 1 (1) プライバシーの保護」に「評価対象者等が記載し、又は記録した適性評価に関する文書等は、高い情報セキュリティ対策が必要な個人情報を含むことから、これらの受渡しについては、適切な情報セキュリティ対策を講ずるものとする。」を、「IV10(2) 行政機関における個人情報等の管理」に「個人情報を保護するための情報セキュリティ対策については、「サイバーセキュリティ戦略本部等が定める「政府機関等の情報セキュリティ対策のための統一基準群」に基づき、適切に行う。」を盛り込むこととしました。</p> <p>また、今後は、評価対象者に対し、質問票の記載依頼の際、記録及び提出時における漏えいリスク等について助言するよう、各行政機関に周知いたします。また、関係省庁の中には、評価対象者向けに質問票記載要領を作成しているところがあることから、これに追加で盛り込む内容等について、関係省庁と検討するなどし、必要に応じて、当該内容等について他の省庁と共有したいと考えております。</p>
6	照会書 (別添7)	<p>「適性評価のための照会書」を用いて公務所又は公私の団体へ照会するに当たっては、「公務所又は公私の団体への照会等についての同意書」から押印を省略したことから、照会先に対して、適性評価対象者から真正な同意を得ていることを分かりやすく説明できる書式を作成することを検討すべきである。</p>	<p>現行の運用においては、必要に応じて、照会書に「適性評価対象者から照会を行うことについての同意を得ていることを申し添えます」旨明記しているところではありますが、今後の運用状況等を踏まえつつ、必要に応じて、検討して参りたいと考えております。</p>